

◎遠別町スポーツセンター

遠別町スポーツセンター使用料

利 用 区 分			使 用 料 金			
			午 前 9:00～ 12:00	午 後 13:00～ 17:00	夜 間 18:00～ 21:00	
専用 使用	体 育 室	アマチュアスポーツに使用する 場合	円 2,200	円 3,300	円 4,400	
		アマチュアの スポーツ以外 に使用する場 合	入場料の類を徴収 しない場合	11,000	22,000	44,000
			入場料の類を徴収 する場合	22,000	44,000	88,000
	小体育室	アマチュアスポーツに使用する 場合	1,100	2,200	3,300	
個人 利用	幼児～小人（小・中学生、高校生）		無 料			
	大人（大学生・大人）		1回 100円			
	大人 11回券		1,000円/枚			
	大人 年間券		4,000円/枚			
登録 団体 利用	スポーツ少年団		無 料			
	スポーツ団体（週1回利用）		15,000円/年間/団体			

備 考

- 1 使用時間が各時間区分に満たない場合でも当該時間区分のとおり使用したものとみなす。
- 2 使用時間が各時間区分以外に及んで使用するときは、当該時間区分ごとの額の合計額にそれぞれ時間区分当たりの1時間相当額を加えた額とする。
- 3 専用使用で体育室の2分の1を使用の場合は、当該使用料の半額とする。
- 4 使用のための準備及び原状の回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。
- 5 臨時に電力を使用する場合は、その実費を徴収する。

使用許可の申請 【遠別町スポーツセンター使用条例施行規則 第4条】

専用使用の許可を受けようとする者は、使用日の7日前までに専用使用許可申請書（別記第1号様式）を委員会に提出しなければならない。

使用料の減免 【遠別町スポーツセンター使用条例施行規則 第7条2項】

使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- | | |
|---|------|
| (1) 国及び他の地方団体が主催、又は共催して使用する場合 | 免除 |
| (2) 町並びに所属機関が主催・共催して使用する場合 | 免除 |
| (3) 町内公立学校がその目的達成のため使用する場合 | 免除 |
| (4) 青少年の健全育成を目的として使用する場合 | 免除 |
| (5) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に定める社会教育関係団体で、その団体が本来の目的達成のために使用する場合 | 8割免除 |
| (6) 町内社会教育関係団体が使用する場合 | 8割免除 |
| (7) 町内社会福祉団体及び町内会が使用する場合 | 8割免除 |
| (8) 町内経済機関・団体が使用する場合 | 5割免除 |
| (9) その他教育委員会が特に必要と認めた場合 | 審査結果 |

※入場者より料金をとって行事を行う場合、又は営利を目的として行う場合は、原則として料金の減免はしないものとする。